（銀行法施行規則の一部改正）

第七条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第五章　略］	［第一章～第五章　同上］
第六章　廃業及び解散（第二十五条―第二十七条の二）	第六章　廃業及び解散（第二十五条―第二十七条）
［第七章・第七章の二　略］	［第七章・第七章の二　同上］
第八章　株主	第八章　［同上］
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
第三節　銀行持株会社に係る特例	第三節　［同上］
第一款　通則（第三十四条の十―第三十四条の十四の二）	第一款　通則（第三十四条の十―第三十四条の十四）
第二款　業務及び子会社等（第三十四条の十四の三―第三十四条の二十三の二）	第二款　業務及び子会社等（第三十四条の十四の二―第三十四条の二十三の二）
［第三款～第五款　略］	［第三款～第五款　同上］
［第八章の二～第九章　略］	［第八章の二～第九章　同上］
附則	附則
（総資産の額等）	（総資産の額等）
第一条の三の二　法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日における貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日）後において会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、株式交付、合併、会社分割、事業の譲受け、事業の譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え、又は除いた額とする。	**第一条の三の二**　法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日における貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日）後において会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、会社分割、事業の譲受け、事業の譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え、又は除いた額とする。
［2・3　略］	［2・3　同上］
（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）	［条を加える。］
第七条の二　法第七条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
（銀行の子会社の範囲等）	（銀行の子会社の範囲等）
第十七条の三　［略］	**第十七条の三**　［同上］
2　法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	2　［同上］
［一～十四の二　略］	［一～十四の二　同上］
十四の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務	十四の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務
［十五～三十九　略］	［十五～三十九　同上］
［3～9　略］	［3～9　同上］